

(広報資料)

平成30年6月28日
京 都 市
都 市 計 画 局

〔担当 建築指導部建築安全推進課〕
〔電話 222-3613〕

ブロック塀の
解体撤去を助成します！

ブロック塀等の安全対策に係る支援制度の創設について（速報）

6月18日の大阪府北部を震源とする地震を機に、ブロック塀等の安全性が改めて社会問題化する中で、市民の不安を解消し、市民の地震に対する安心・安全なまちづくりの取組を支援するために、下記のとおり、ブロック塀等の安全対策に係る支援を実施しますので、その概要をお知らせします。

記

1 支援制度の概要

通学路や、その他の道・公園など公共性が高い場所に面し、かつ、一定の要件を満たすブロック塀等を対象として、以下の支援制度を創設します。

- (1) ブロック塀等の除却工事に対する補助制度
ブロック塀等の除却工事に係る費用の一部（上限15万円）を補助します。
なお、今回の地震を機に、既に除却工事を発注したものも対象とする予定です。
- (2) ブロック塀等の安全点検に係る専門家派遣制度
ブロック塀等の安全点検を行う専門家を現地に派遣する制度を創設します。

2 支援制度の創設時期等

各制度の受付開始日は7月上旬を予定しています。制度の詳細及び受付開始日が決まり次第、改めてお知らせします。

3 お問い合わせ先

都市計画局 建築指導部 建築安全推進課（電話：075-222-3613）